

福祉常任委員会資料

令和 7 年 6 月 2 3 日

(2025 年)

福祉保健部国保医療課

令和 7 年度（2025 年度）城陽市国民健康保険料の保険料率及び減額について

◎令和7年度医療給付費分保険料の保険料率及び減額について

1. 保険料率

所得割 8.98/100 均等割 26,060円 平等割 27,270円

2. 保険料の減額

(1) 低所得者分 (注1)(注2)

	(参考)	(7年度料率)	(減額すべき額)	(賦課額)
7割減額 均等割	18,250円	均等割 26,060円	18,250円	7,810円
平等割	19,090円	平等割 27,270円	19,090円	8,180円
	(特定世帯の場合)	13,640円	9,550円	4,090円
	(特定継続世帯の場合)	20,460円	14,330円	6,130円
5割減額 均等割	13,030円	均等割 26,060円	13,030円	13,030円
平等割	13,640円	平等割 27,270円	13,640円	13,630円
	(特定世帯の場合)	13,640円	6,820円	6,820円
	(特定継続世帯の場合)	20,460円	10,230円	10,230円
2割減額 均等割	5,220円	均等割 26,060円	5,220円	20,840円
平等割	5,460円	平等割 27,270円	5,460円	21,810円
	(特定世帯の場合)	13,640円	2,730円	10,910円
	(特定継続世帯の場合)	20,460円	4,100円	16,360円

(2) 未就学児分 (注3)

	(参考)	(7年度料率)	(減額すべき額)	(賦課額)
低所得者7割減額時 均等割	3,910円	均等割 7,810円	3,910円	3,900円
低所得者5割減額時 均等割	6,520円	均等割 13,030円	6,520円	6,510円
低所得者2割減額時 均等割	10,420円	均等割 20,840円	10,420円	10,420円
低所得者減額なし時 均等割	13,030円	均等割 26,060円	13,030円	13,030円

(注1) 総所得金額が以下の金額を超えない世帯については、均等割及び平等割を減額。

7割減額：43万円＋10万円×（給与所得者等の人数－1※）

5割減額：43万円＋30.5万円×加入者数＋10万円×（給与所得者等の人数－1※）

2割減額：43万円＋56万円×加入者数＋10万円×（給与所得者等の人数－1※）

※一定の給与所得者または公的年金等受給者が2人以上いる場合、合計人数から1を減じた数

(注2) 特定世帯とは、75歳に到達する被保険者が国保から後期高齢者医療に移行することにより、その世帯の国保被保険者が単身となる世帯で、平等割の2分の1を減額。特定継続世帯とは、特定世帯となってから5年を経過し8年を経過する月までにある世帯で、平等割の4分の1を減額。

(注3) 未就学児とは、6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者で、低所得者に係る減額後の均等割に対し、その2分の1を減額。

令和 7 年度保険料率の試算について【医療給付費分】

〔支出見込額〕

〔収入見込額〕

医療給付費分
7,642,666 千円

医療給付費分
現年度保険料(賦課総額)
1,242,641 千円
内、保険料収入必要分
(1,072,501千円)
内、財政調整基金
(161,358千円)
内、保険基盤安定繰入金(軽減分)
未就学児均等割保険料繰入金
産前産後保険料繰入金
(170,140千円)
医療給付費分
6,400,025 千円
内訳
府支出金
6,104,308 千円
一般会計繰入金
193,427 千円
(軽減分、未就学児分、
産前産後分を除く)
その他財源
102,290 千円

保険料収入必要分
911,143 千円

(徴収率)

96.08%

(調定額)

948,317 千円

調定額ベース
(賦課総額)

1,128,419 千円

(法定軽減額)

170,140 千円

(市独自減免額)

9,962 千円

180,102 千円

(取得喪失による変動率)

98.88%

(当初賦課額)

1,141,200 千円

所得割(100分の50に相当する額)

581,126 千円 ÷ 6,471,347 千円 = 8.98 %
(6 年度 8.41 %
差 0.57 pt.

均等割(100分の30に相当する額)

333,515 千円 ÷ 12,798 人 = 26,060 円
(6 年度 23,720 円
差 2,340 円

平等割(100分の20に相当する額)

226,559 千円 ÷ 8,308 世帯 = 27,270 円
(6 年度 25,120 円
差 2,150 円

◎令和7年度後期高齢者支援金等分保険料の保険料率及び減額について

1. 保険料率

所得割 3.02/100 均等割 9,170円 平等割 9,420円

2. 保険料の減額

(1) 低所得者分 (注1) (注2)

			(参考)	(7年度料率)	(減額すべき額)	(賦課額)
7割減額	均等割	6,420円	均等割	9,170円	－ 6,420円	＝ 2,750円
	平等割	6,600円	平等割	9,420円	－ 6,600円	＝ 2,820円
			(特定世帯の場合)	4,710円	－ 3,300円	＝ 1,410円
			(特定継続世帯の場合)	7,070円	－ 4,950円	＝ 2,120円
5割減額	均等割	4,590円	均等割	9,170円	－ 4,590円	＝ 4,580円
	平等割	4,710円	平等割	9,420円	－ 4,710円	＝ 4,710円
			(特定世帯の場合)	4,710円	－ 2,360円	＝ 2,350円
			(特定継続世帯の場合)	7,070円	－ 3,540円	＝ 3,530円
2割減額	均等割	1,840円	均等割	9,170円	－ 1,840円	＝ 7,330円
	平等割	1,890円	平等割	9,420円	－ 1,890円	＝ 7,530円
			(特定世帯の場合)	4,710円	－ 950円	＝ 3,760円
			(特定継続世帯の場合)	7,070円	－ 1,420円	＝ 5,650円

(2) 未就学児分 (注3)

			(参考)	(7年度料率)	(減額すべき額)	(賦課額)
低所得者7割減額時	均等割	1,380円	均等割	2,750円	－ 1,380円	＝ 1,370円
低所得者5割減額時	均等割	2,290円	均等割	4,580円	－ 2,290円	＝ 2,290円
低所得者2割減額時	均等割	3,670円	均等割	7,330円	－ 3,670円	＝ 3,660円
低所得者減額なし時	均等割	4,590円	均等割	9,170円	－ 4,590円	＝ 4,580円

(注1) 総所得金額が以下の金額を超えない世帯については、均等割及び平等割を減額。

7割減額：43万円＋10万円×（給与所得者等の人数－1※）

5割減額：43万円＋30.5万円×加入者数＋10万円×（給与所得者等の人数－1※）

2割減額：43万円＋56万円×加入者数＋10万円×（給与所得者等の人数－1※）

※一定の給与所得者または公的年金等受給者が2人以上いる場合、合計人数から1を減じた数

(注2) 特定世帯とは、75歳に到達する被保険者が国保から後期高齢者医療に移行することにより、その世帯の国保被保険者が単身となる世帯で、平等割の2分の1を減額。特定継続世帯とは、特定世帯となってから5年を経過し8年を経過する月までにある世帯で、平等割の4分の1を減額。

(注3) 未就学児とは、6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者で、低所得者に係る減額後の均等割に対し、その2分の1を減額。

令和 7 年度保険料率の試算について【後期高齢者支援金等分】

〔支出見込額〕

〔収入見込額〕

後期高齢者支援金等分
419,588 千円

後期高齢者支援金等分
現年度保険料 (賦課総額)
369,774 千円
内、保険料収入必要分
(305,246 千円)
内、保険基盤安定繰入金 (軽減分)
未就学児均等割保険料繰入金
産前産後保険料繰入金
(64,528 千円)
後期高齢者支援金等分
49,814 千円
内訳
一般会計繰入金
38,856 千円
(軽減分、未就学児分、
産前産後分を除く)
その他財源
10,958 千円

保険料収入必要分
305,246 千円

(徴収率)

÷ 95.95%

(調定額)

= 318,130 千円

調定額ベース
(賦課総額)

+ → 386,479 千円

(法定軽減額)
64,528 千円

(市独自減免額)

+ 3,821 千円

= 68,349 千円

÷

(取得喪失による変動率)
98.83%

(当初賦課額)
391,054 千円

所得割 (100分の50に相当する額)

195,527 千円 ÷ 6,491,913 千円

= 3.02 %

(6 年度
差 3.23 %
△ 0.21 pt

均等割 (100分の30に相当する額)

117,316 千円 ÷ 12,798 人

= 9,170 円

(6 年度
差 9,000 円
170 円

平等割 (100分の20に相当する額)

78,211 千円 ÷ 8,308 世帯

= 9,420 円

(6 年度
差 9,520 円
△ 100 円

◎令和7年度介護納付金分保険料の保険料率及び減額について

1. 保険料率

所得割 2,690円 / 100円 均等割 7,760円 平等割 6,100円

2. 保険料の減額

(1) 低所得者分

(参考)

(7年度料率)

(減額すべき額)

(賦課額)

7割減額	均等割	5,440円	均等割	7,760円	－	5,440円	=	2,320円
	平等割	4,270円	平等割	6,100円	－	4,270円	=	1,830円
5割減額	均等割	3,880円	均等割	7,760円	－	3,880円	=	3,880円
	平等割	3,050円	平等割	6,100円	－	3,050円	=	3,050円
2割減額	均等割	1,560円	均等割	7,760円	－	1,560円	=	6,200円
	平等割	1,220円	平等割	6,100円	－	1,220円	=	4,880円

(注) 総所得金額が以下の金額を超えない世帯については、均等割及び平等割を減額。

7割減額：43万円＋10万円×（給与所得者等の人数－1※）

5割減額：43万円＋30.5万円×加入者数＋10万円×（給与所得者等の人数－1※）

2割減額：43万円＋56万円×加入者数＋10万円×（給与所得者等の人数－1※）

※一定の給与所得者または公的年金等受給者が2人以上いる場合、合計人数から1を減じた数

令和 7 年度保険料率の試算について【介護納付金分】

〔支出見込額〕

〔収入見込額〕

介護納付金分
147,628 千円

介護納付金分
現年度保険料(賦課総額)
130,234 千円
内、保険料収入必要分
(110,291千円)
内、財政調整基金
(24,148千円)
内、保険基盤安定繰入金(軽減分)
産前産後保険料繰入金
(19,943千円)
介護納付金分
17,394 千円
内訳
一般会計繰入金
11,369 千円
(軽減分、産前産後分を除く)
その他財源
6,025 千円

保険料収入必要分		(徴収率)		(調定額)		
86,143 千円	÷	93.71%	=	91,925 千円	調定額ベース (賦課総額)	
(法定軽減額)		(市独自減免額)				
19,943 千円	+	1,211 千円	=	21,154 千円	+	113,079 千円

÷
(取得喪失による変動率)
98.46%
↓
(当初賦課額)
114,848 千円

所得割 (100分の50に相当する額)	59,415 千円	÷	2,208,762 千円	=	2.69 %
	(6	年度			2.69 %)
		差			0.00 pt
均等割 (100分の30に相当する額)	32,809 千円	÷	4,228 人	=	7,760 円
	(6	年度			7,760 円)
		差			0 円
平等割 (100分の20に相当する額)	22,624 千円	÷	3,709 世帯	=	6,100 円
	(6	年度			6,100 円)
		差			0 円